

ご自由にご覧ください

調布都市計画道路3・4・9号入間蛇久保線の 事業説明(オープンハウス形式)



「調布都市計画道路3・4・9号入間蛇久保線」について、令和5年12月19日付けで都市計画事業認可を取得しましたので、「都市計画法第66条」に基づき、事業概要等についてご説明いたします。

調布市都市整備部街づくり事業課

はじめに

日ごろから、市政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

市は、広域的な移動を支える「都市計画道路」と地区内の移動を支える「生活道路」を体系的、機能的に連携した道路網として、バランスよく整備していくことが重要であると考え、「調布市道路網計画」を平成28年3月に策定しました。

「調布市道路網計画」で優先整備路線に位置付けた「調布都市計画道路3・4・9号入間蛇久保線」(以下、「調布3・4・9号線」という。)について、令和5年12月19日付けで都市計画事業認可を取得しました。

今回のオープンハウスは、都市計画法第66条に基づき、調布3・4・9号線の事業概要及び事業スケジュール等についてご説明することを目的に実施するものです。



調布市道路網計画とは

市は、広域的な移動を支える「都市計画道路」と地区内の移動を支える「生活道路」を体系的、機能的に連携した道路網として、バランスよく整備していくことが重要であると考え、「調布市道路網計画」(以下、「道路網計画」という。)を策定(平成28年3月)しました。



調布市道路網計画

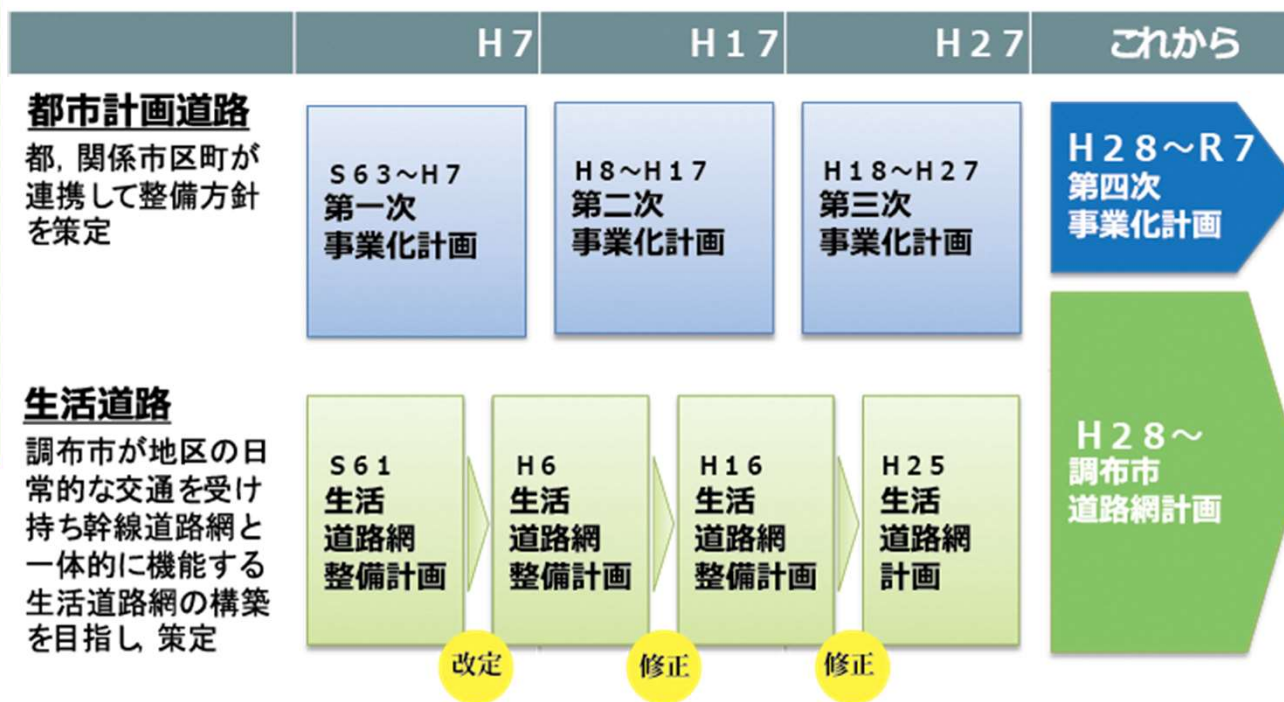
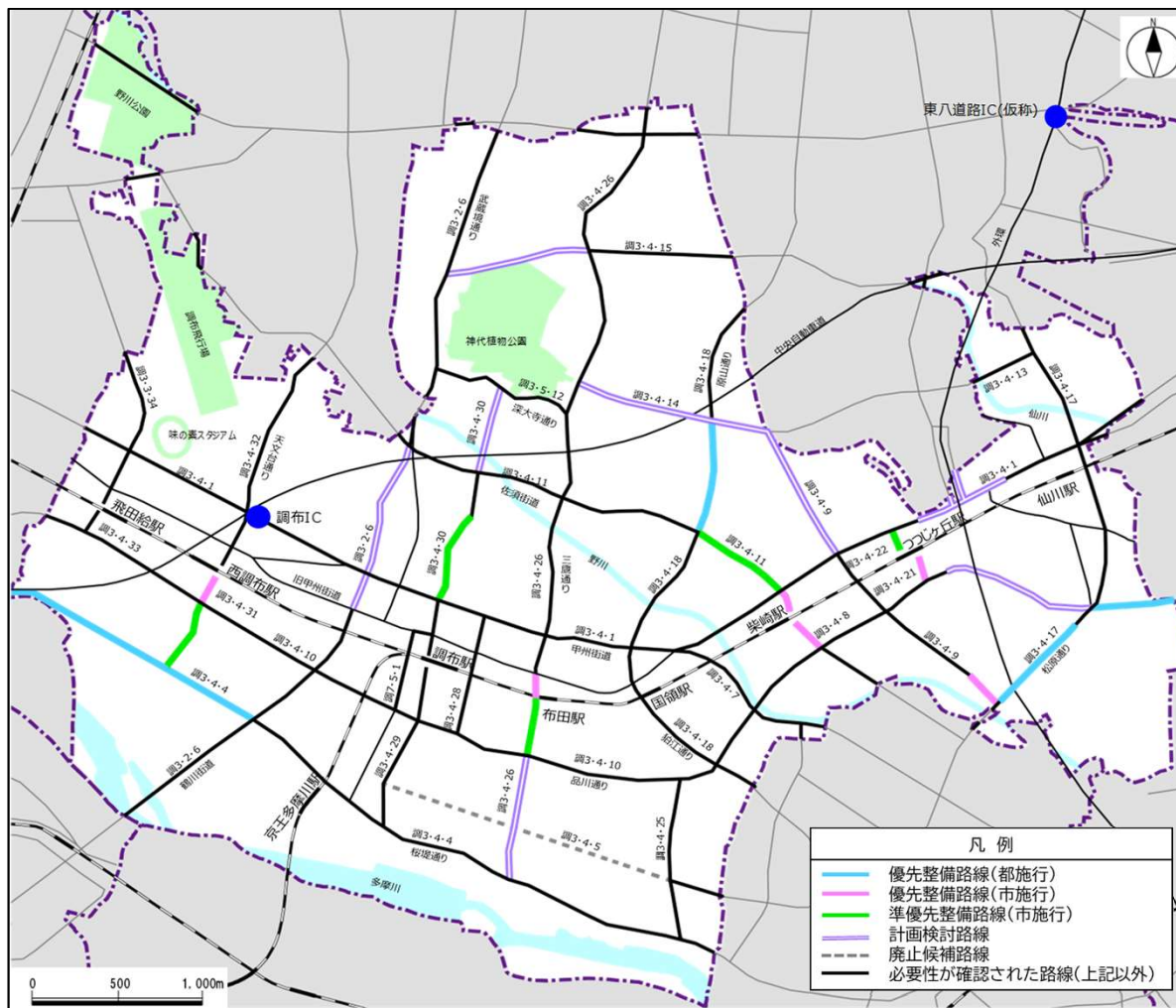


図 調布市における都市計画道路, 生活道路の計画の変遷

調布市道路網計画 ー広域道路整備プログラムー



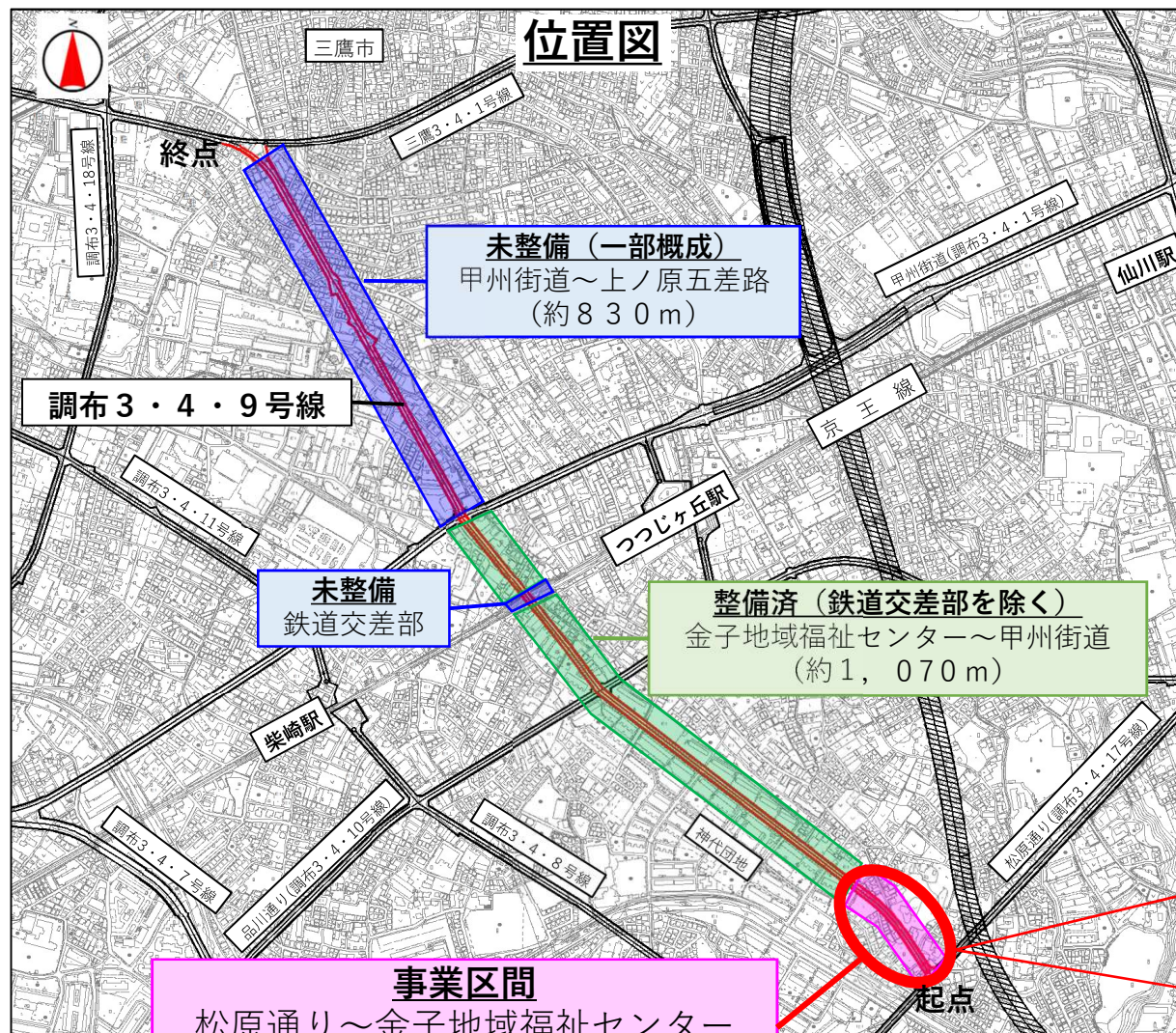
道路網計画では、効率的・効果的に道路の整備を進めるために、整備優先度の考え方をまとめ、「優先整備路線」を定めています。また、優先整備路線の他に、優先整備路線の次に整備または着手する「準優先整備路線」、都市計画の内容について検討する必要がある「計画検討路線」を定めています。

図 広域道路整備プログラム

広域道路網	
優先整備路線	平成28年度から令和7年度までの10年間で、整備または着手する路線
準優先整備路線	優先整備路線の次に整備または着手する路線
それ以外の路線	整備優先度の考え方に該当しない路線
計画検討路線	特別な事由により、道路の線形、幅員、位置、構造の変更など都市計画の内容について検討する必要がある路線
廃止候補路線	道路網構築の視点に該当せず、必要性が確認されなかった路線

調布3・4・9号線とは

調布3・4・9号線は、東つつじヶ丘三丁目から柴崎二丁目に至る延長約2,160mの都市計画道路です。



[都市計画決定]

昭和37年12月22日

[名称]

調布都市計画道路3・4・9号
入間蛇久保線

[起点] 調布市東つつじヶ丘三丁目

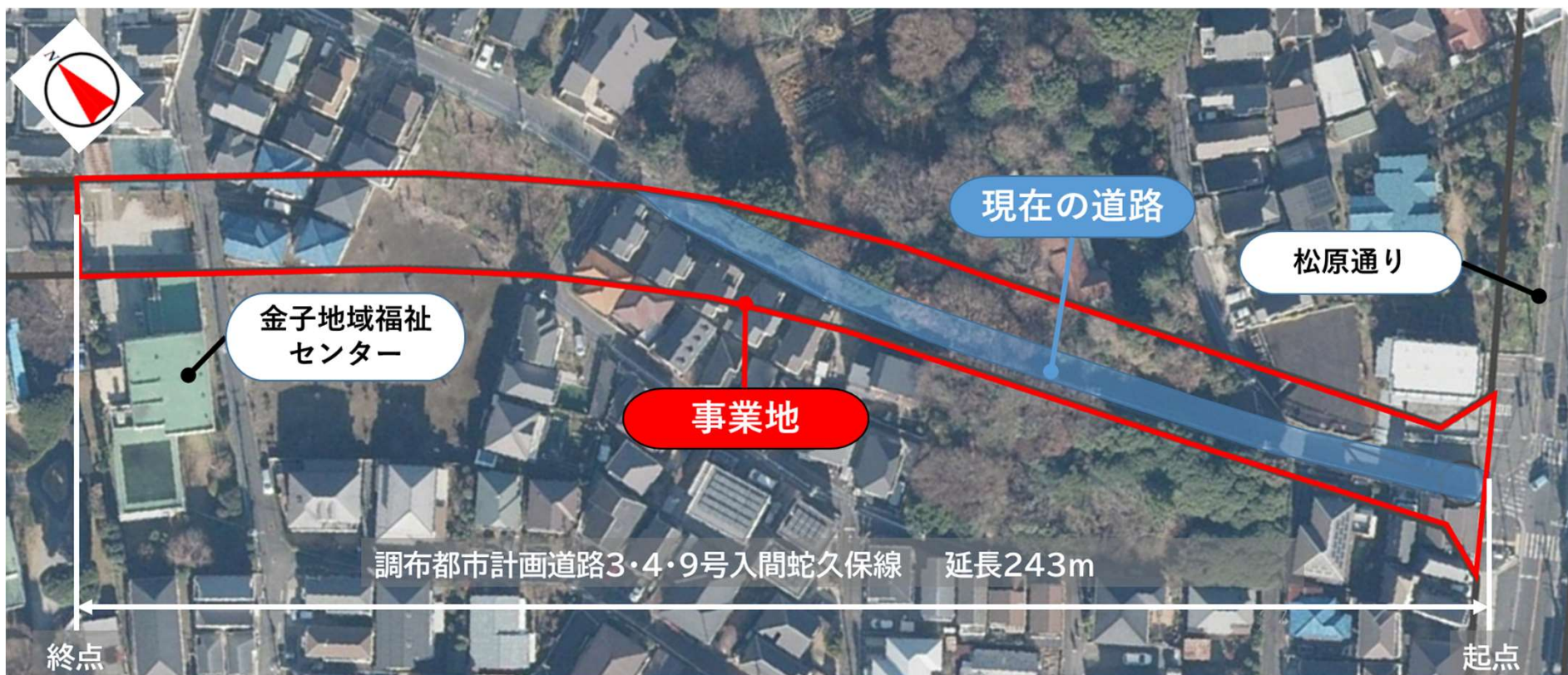
[終点] 調布市柴崎二丁目

[延長] 約2,160m

[計画幅員] 16m

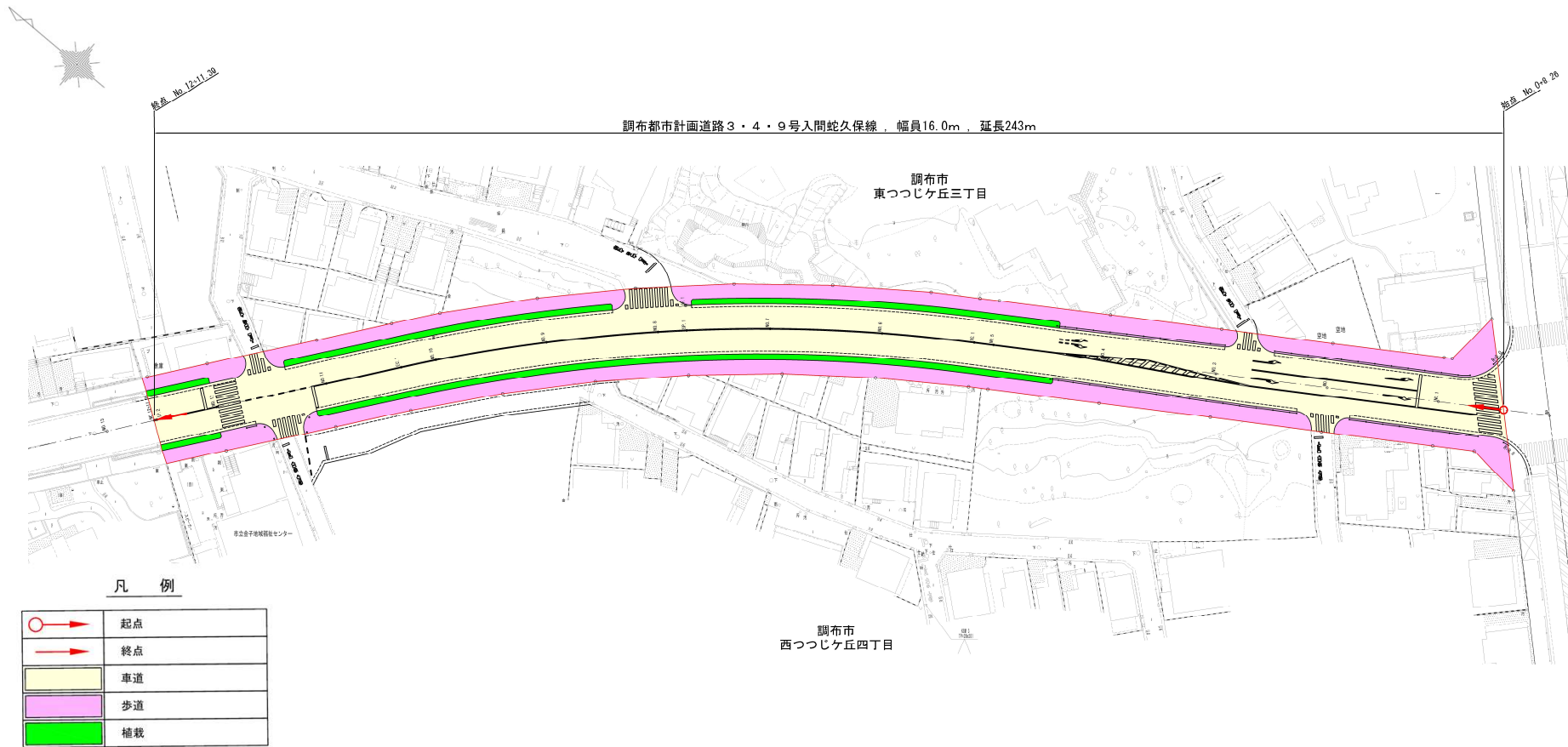
調布3・4・9号線(松原通り～金子地域福祉センター)は調布市道路網計画において、平成28年度から令和7年度までの10年間で整備または着手する「**優先整備路線**」に位置付けています。

事業区間



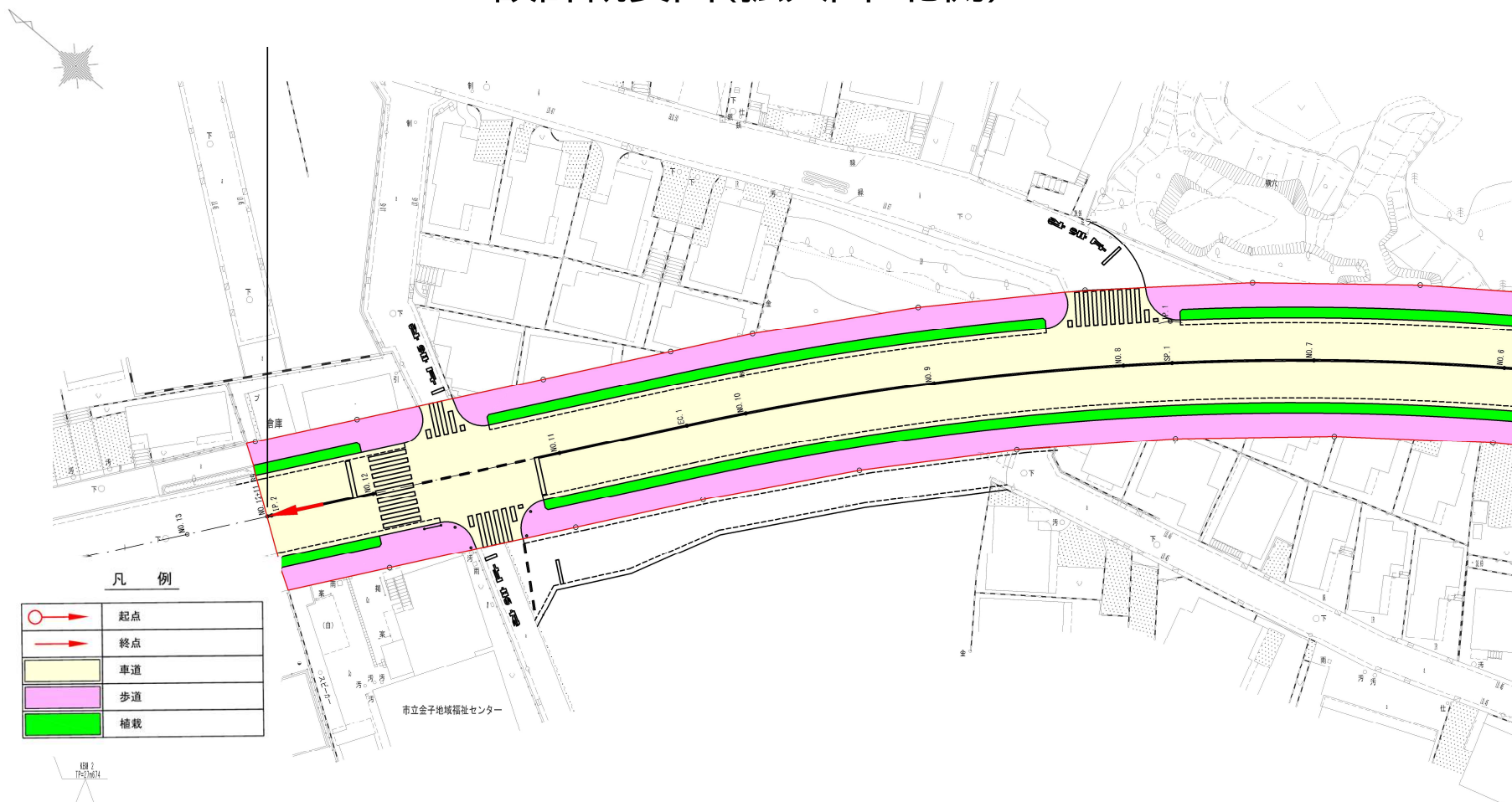
[事業認可の告示の日]令和5年12月19日 [延長] 243m
[起点] 調布市東つつじヶ丘三丁目 [幅員] 16m
[終点] 調布市西つつじヶ丘四丁目

設計概要図



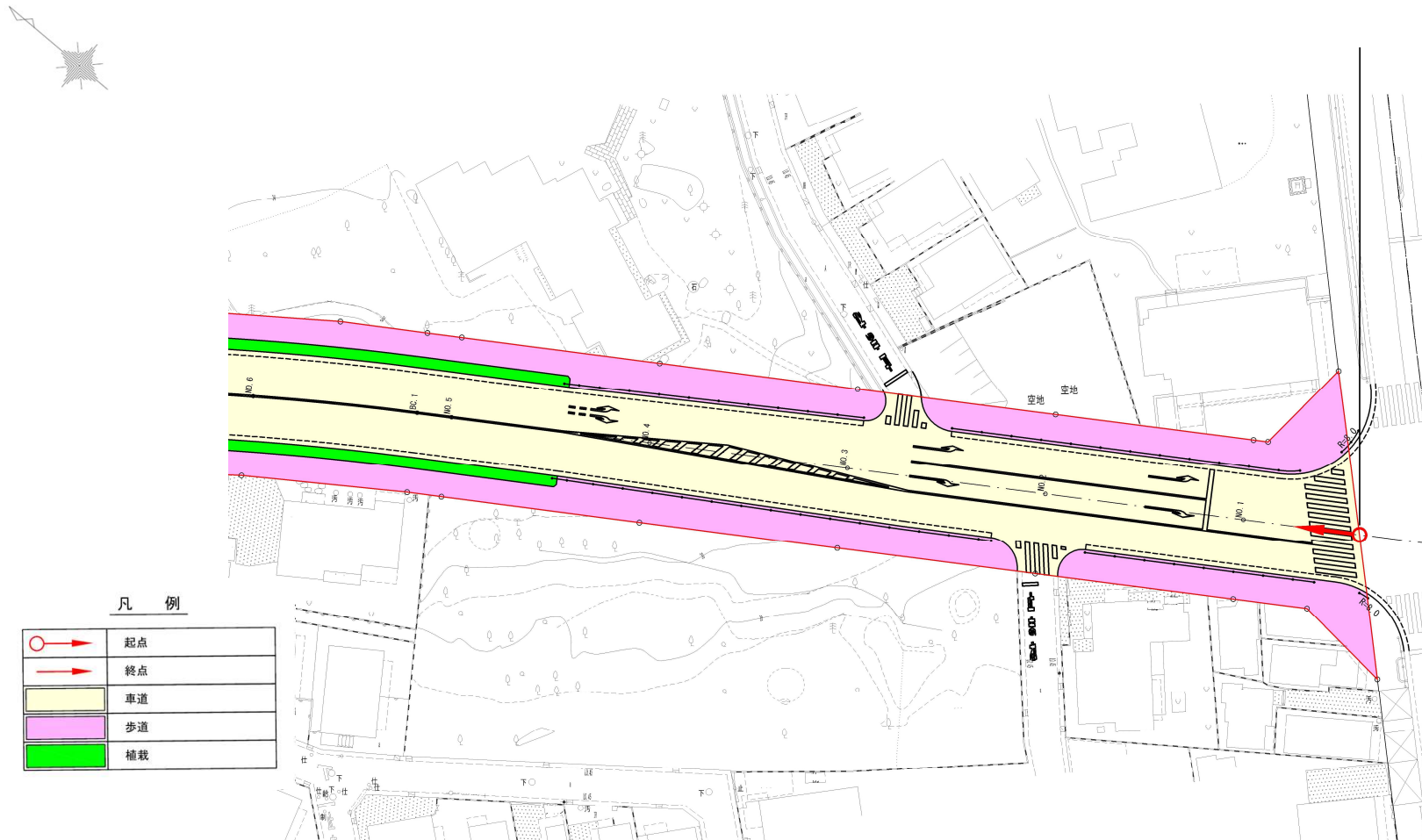
※図は設計概要です。信号機や横断歩道の位置等は，今後交通管理者等と協議したうえで決定します。

設計概要図(拡大図:北側)



※図は設計概要です。信号機や横断歩道の位置等は、今後交通管理者等と協議したうえで決定します。

設計概要図(拡大図:南側)



※図は設計概要です。信号機や横断歩道の位置等は、今後交通管理者等と協議したうえで決定します。

事業概要

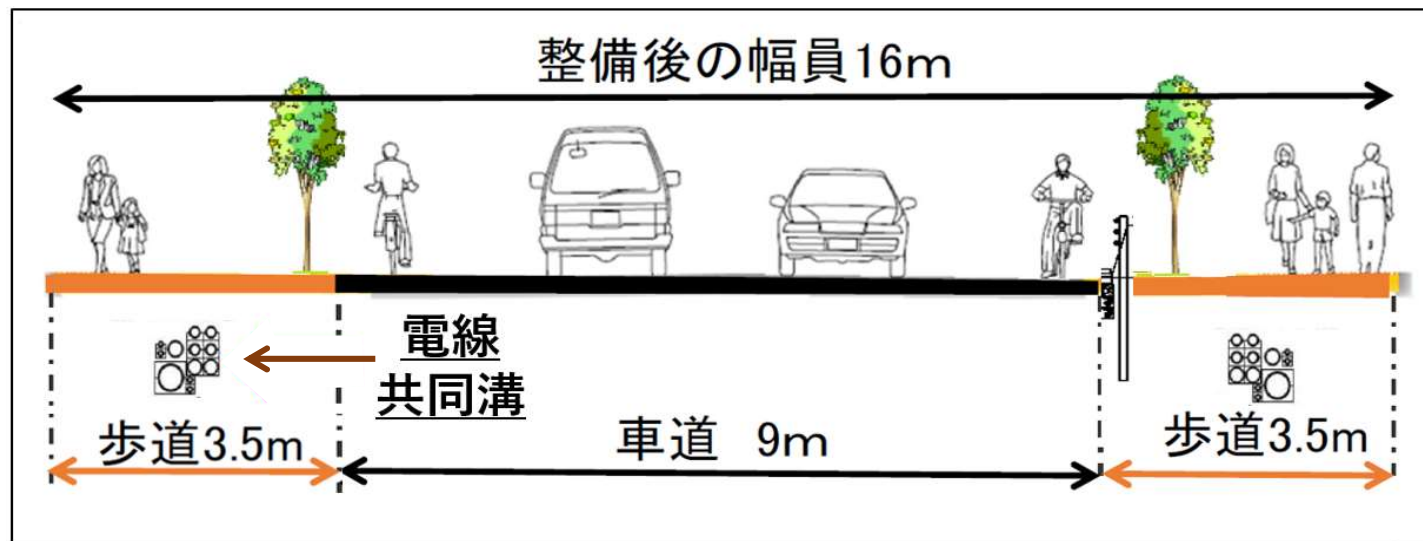
現在



整備後のイメージ



調布3・4・32号線(西調布駅北側)



※図は整備イメージです。車道、歩道及び自転車通行空間等の詳細な断面形態については、今後交通管理者等と協議したうえで決定します。

① 円滑な道路ネットワークの構築

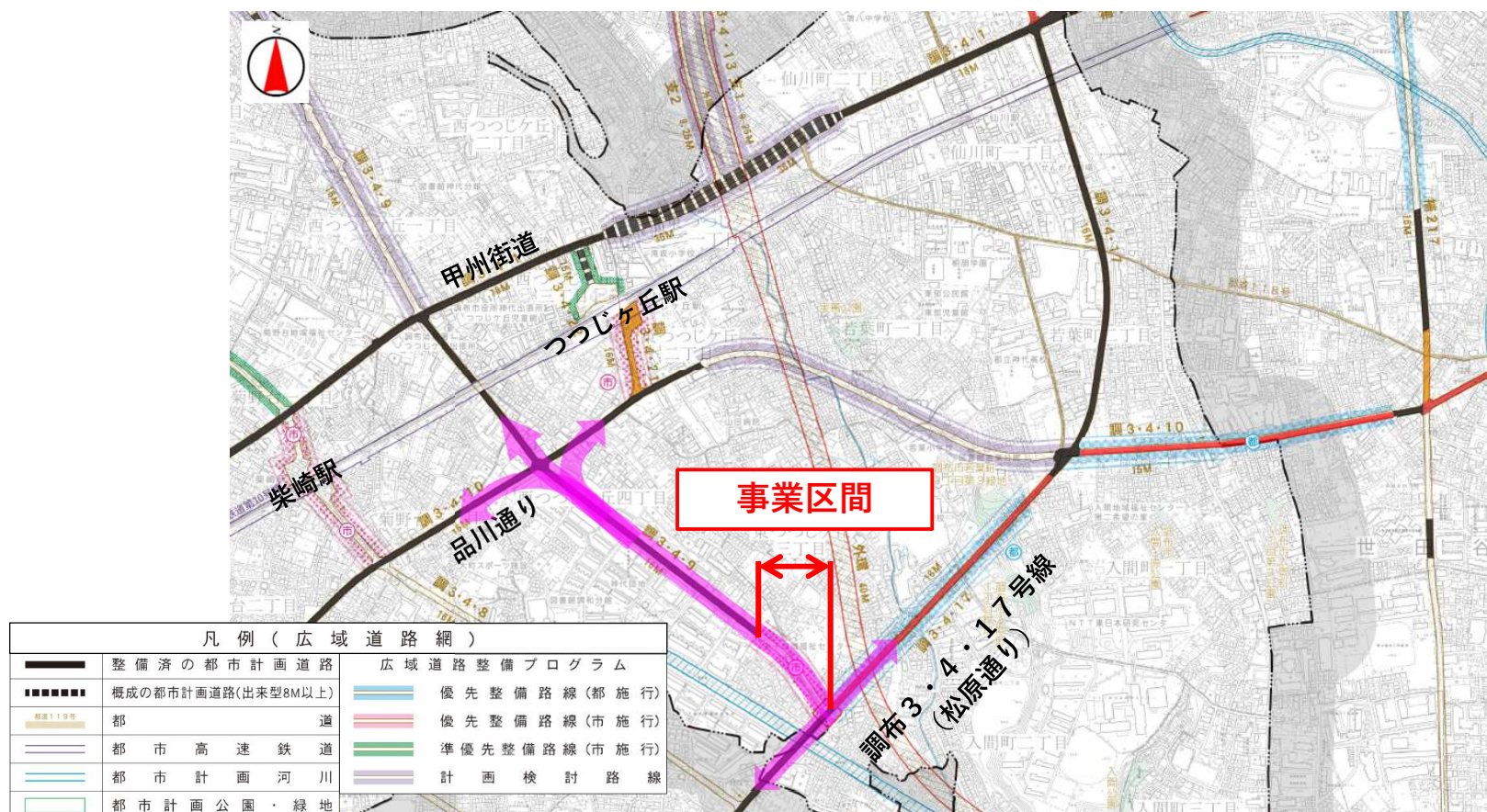
② 関連する都市基盤整備事業との連携

③ 災害に強い都市基盤の整備

調布3・4・9号線の事業効果

① 円滑な道路ネットワークの構築

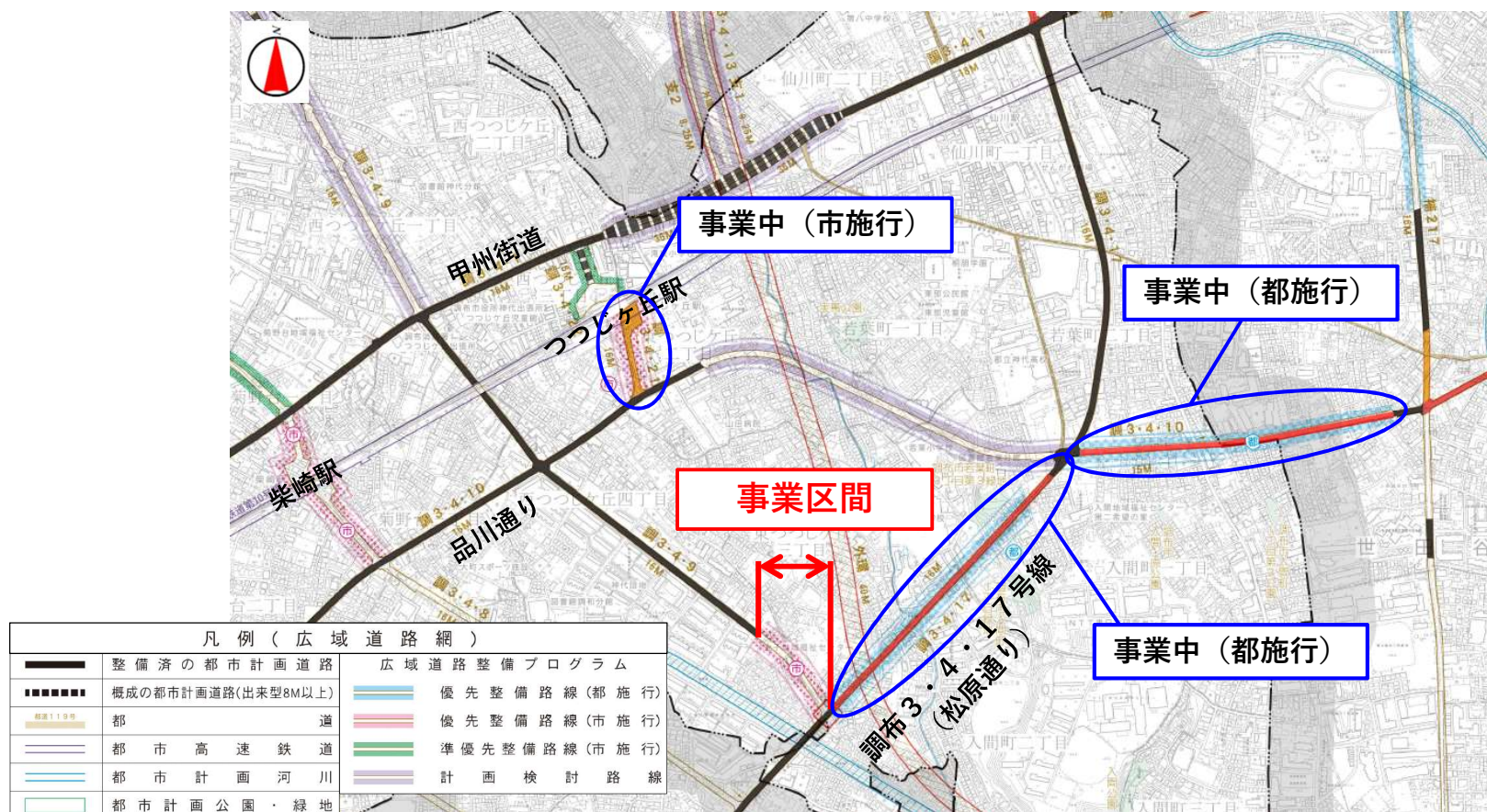
調布3・4・9号線は、松原通りから品川通り、甲州街道へ接続する広域道路ネットワークを形成する路線です。当路線を整備することで、**生活道路への通過交通の抑制や交通事故の減少等**が期待されます。



調布3・4・9号線の事業効果

② 関連する都市基盤整備事業との連携

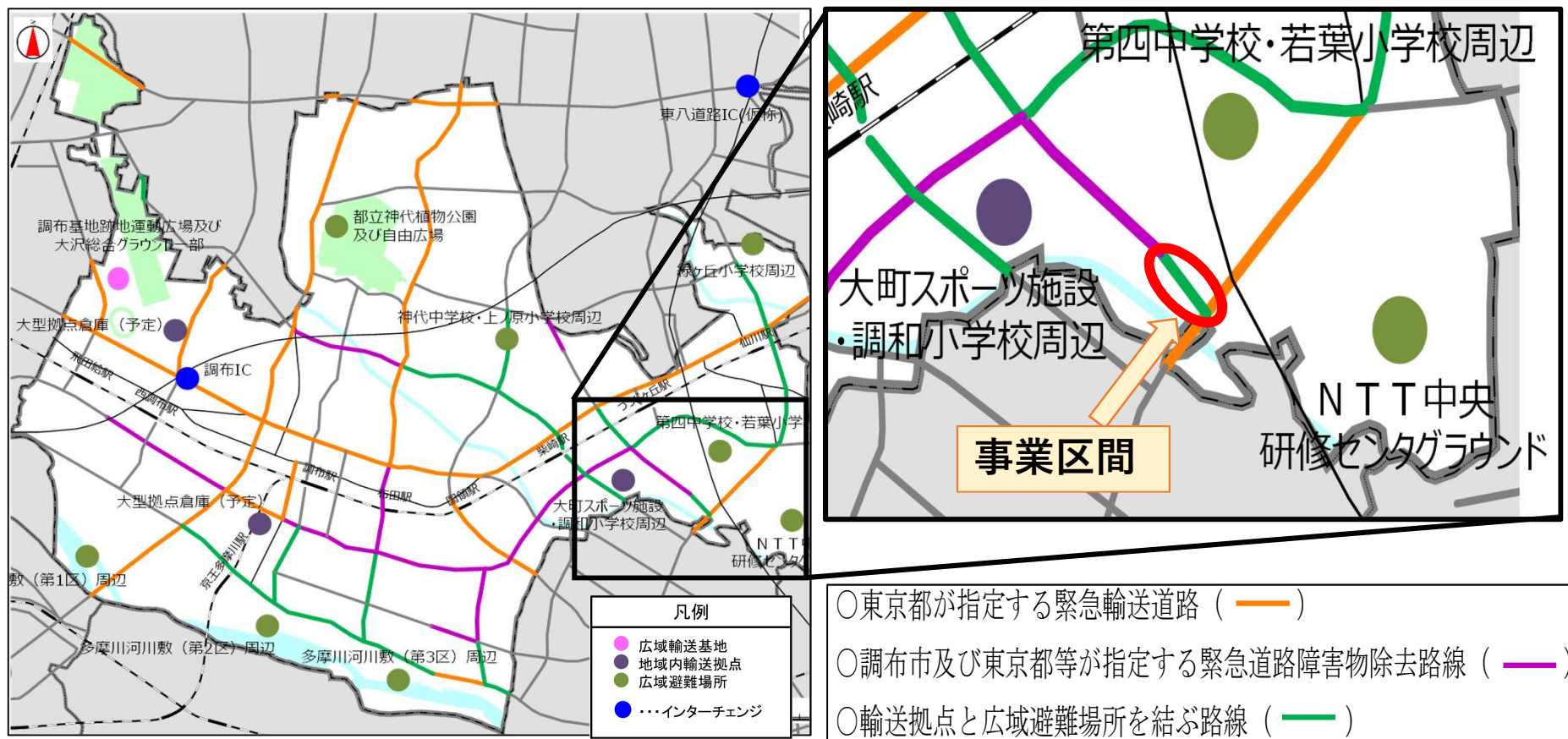
現在進行する周辺の都市計画道路事業と連携を図ることで、道路の整備効果を一体的に発現し、**渋滞箇所の解消や道路整備による効果の大幅な向上**を図ります。



調布3・4・9号線の事業効果

③ 災害に強い都市基盤の整備(その1)

地域の防災上重要な機能を果たす路線を整備することで、災害に強いまちを形成し、円滑な救援活動や緊急物資の輸送が可能となり、**地域の防災性が向上**します。



調布3・4・9号線の事業効果

③ 災害に強い都市基盤の整備(その2)

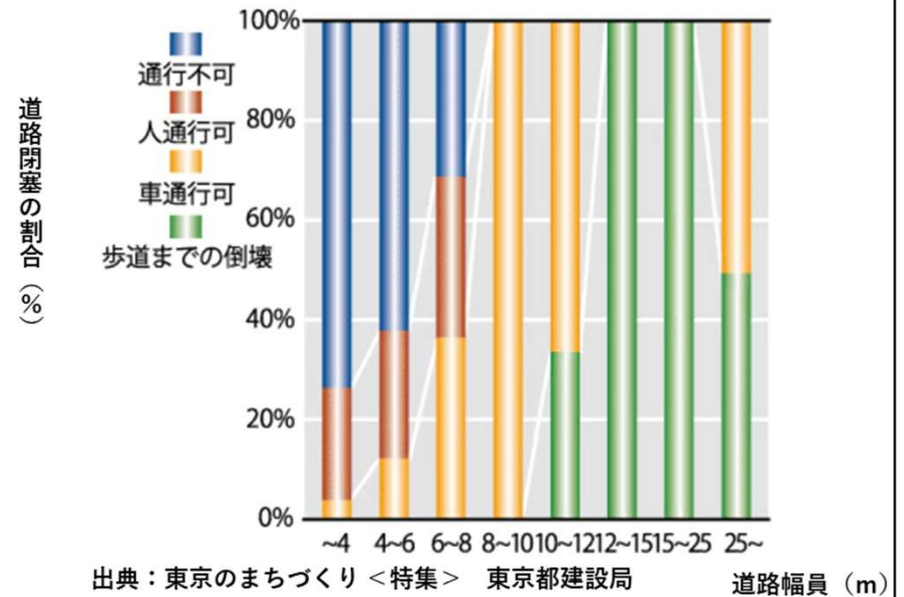
電線類を地中化することにより，震災時の電柱倒壊による道路閉塞リスクを小さくし，**地域の防災性の向上**を図ります。



平成30年台風第21号による電柱倒壊(大阪府泉南市)
出典:国土交通省

道路幅員と道路閉塞との関係

倒壊被害が甚大であった国道2号沿線の約26haを対象についての調査結果



道路ができるまでの流れ



1

事業概要及び測量説明会の開催

事業を始める前に、主に計画地沿道の皆さんを対象として、事業の概要及び測量について説明します。

3

用地測量の実施

この測量では、現地において関係権利者が立会い、土地の境界を確認します。これにより、買収する土地の面積を算出します。

5

用地交渉・協議

用地買収の対象となる皆さんに対して、補償内容や移転方法等について、個別の事情をお聴きしながら、お話しします。

7

土地の引渡し

契約でお約束した期限内に、家屋等の物件の移転をして土地を更地にしていただき、市に引渡していただきます。

2

現況測量の実施

この測量では、地形や、土地建物と道路の位置関係を明らかにします。これにより、道路計画の位置が明らかになります。

4

事業着手及び用地説明会の開催

事業着手後に、用地買収の対象となる皆さんに、具体的な補償内容について説明します。土地所有者だけでなく、賃貸住宅等にお住まいの皆さんも対象になります。

6

契約・補償金の支払

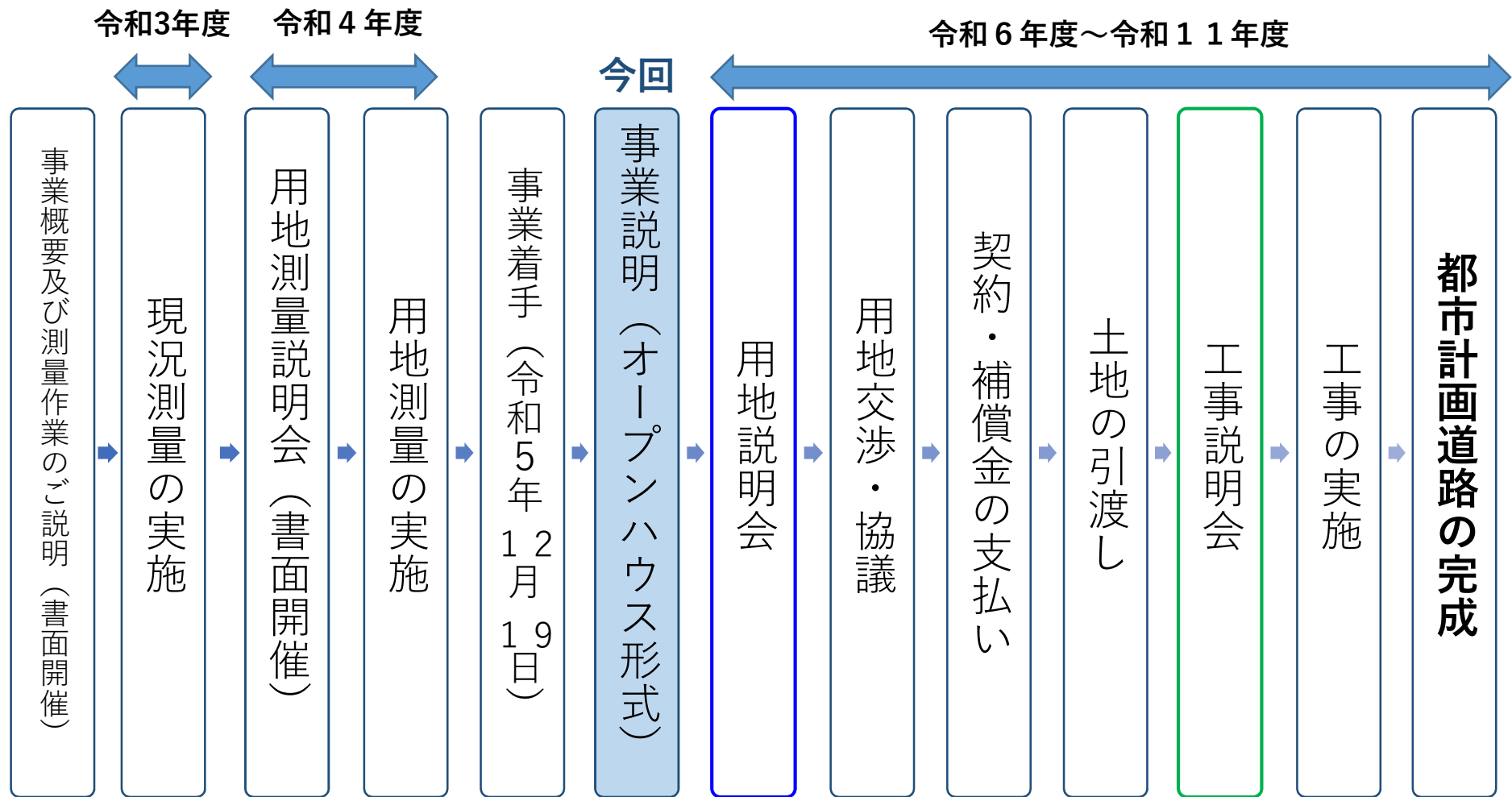
補償内容や移転方法等についてご納得いただきましたら、契約を取りかわし、補償金をお支払いします。

8

工事の実施

初めに、上下水道、電気、ガス、通信ケーブル等のインフラ工事を行います。その後、道路の表面をきれいにする道路築造工事を実施します。

現在の状況



用地取得に関する皆様
に、用地取得の手順や補償内容等についてご説明します。

調布3・4・9号線の周辺にお住まいの皆様に、工事の概要等についてご説明します。

事業スケジュール(想定)

事業認可の期間:令和5年度～令和11年度(7カ年)

	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
用地取得		用地取得					
工事			設計・関係機関協議				
				ライフライン工事	無電柱化工事		
							道路築造工事

各工事の概要

- ・ライフライン工事:下水道, 水道, ガスの埋設工事
- ・無電柱化工事 :地上の電柱や上空の電線類を歩道下の空間に収容する工事(電線共同溝工事)
- ・道路築造工事 :歩道と車道の工事

・都市計画事業の支障となる, 土地の形質の変更や, 建築物・
工作物を建設する場合(都市計画法第65条)

⇒調布市長の許可が必要になります。

・土地や建物などを有償譲渡する場合(都市計画法第67条)

⇒調布市への届出が必要となります。

事業へのご理解・ご協力を
お願いいたします。

事業に関するお問い合わせは、
街づくり事業課(整備係) 042-481-7417
までお願いいたします。